



「原子力安全」調査専門委員会規約

平成 28 年 6 月 17 日 第 1 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、専門委員会規程（0402）に基づき設置される「原子力安全」調査専門委員会（以下、「委員会」という）の組織・運営を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、原子力事故等の重大な事案が発生した場合に、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）としての対応方針策定のため、次の各号に掲げる事項に関する検討をおこなうことを任務とする。

(1) 当該事案を検討するための調査委員会の設立判断に係る事項

(2) 調査委員会設立の場合の委員長および委員の選任に係る事項

2 委員会は、判断およびその理由について理事会に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、主査、幹事、委員をもって組織する。

2 主査は、会長が務める。

3 原則として、幹事は原子力安全部会の部会長とし、委員は原子力安全部会の副部会長（複数名）が担当する。

4 幹事および委員は、会長が委嘱する。

(設置期間)

第 4 条 委員会の設置期間は専門委員会規程第 8 条にかかわらず特に設けない。設置終了は本規約の廃止によるものとする。

(任期)

第 5 条 主査、幹事、委員の任期は、第 3 条で定める職務に準じるものとし、再任を妨げない。

(活動)

第 6 条 委員会の活動は、重大な事案発生時に開始し、主査あるいは幹事の招集により適宜会議を開催する。

2 専門委員会規程第 10 条によらず年度報告はおこなわない。

(改定)

第 7 条 本規約の改定は、企画委員会で起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 平成 28 年 6 月 17 日 第 1 回理事会制定，同日施行